

研究分担報告書

「児童生徒のSOSの出し方教育」の研究体制整備
～教職大学院における人材育成の体制整備の推進～

研究代表者 本橋 豊 自殺総合対策推進センター長、京都府立医科大学特任教授
研究分担者 井門正美 北海道教育大学教職大学院長
研究協力者 金子善博 自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室長
研究協力者 反町吉秀 自殺総合対策推進センター地域連携推進室長

研究要旨：本研究では、学校で自殺対策を進めていくための教育手法の開発（以下、児童・生徒のSOSの出し方教育）を行い、すべての児童・生徒、悩みを抱えた時に適切な援助希求行動のスキルを身につけて共に尊重し合いながら生きていくことができる社会の実現を目指すことを目的とし、そのための体制整備を図るものである 研究方法：本研究プロジェクトは自殺総合対策推進センターと北海道教育大学教職大学院が連携して実施するプロジェクトとした。北海道教育大学教職大学院では教職大学院長の井門正美教授のもとで、北海道内の協力校において、教育プログラムの効果検証を含めた「児童・生徒のSOSの出し方教育」の在り方について検討することとした。平成28年度においては、教職大学院における学生を対象とした人材育成のための教育体制の整備を図る方策について検討した。

結果：教職大学院における「児童・生徒のSOSの出し方教育」に関わる将来の教員の人材育成のために、教職大学院の各分校における指導者のエンパワーメントを図るため、「命の教育」に関連する図書の整備を行った。また、「児童生徒のSOSの出し方教育」への理解を深めるために、北海道教育大学の担当者が自殺総合対策推進センターの企画する地域自殺対策研修に参加し、わが国の自殺対策全般に関する知識と技能を修得した。平成29年3月19日（日）には児童・生徒のSOSの出し方教育に関するシンポジウムを企画・開催した。シンポジウムのタイトルは「自殺総合対策における「命の教育」－生きる支援に向けたSOSの出し方教育－」とし、全国の関係者に周知を図った。

考察： 「教職大学院における人材育成の体制整備」は、学校の現場において日常的に児童生徒等に接する教職員（養護教諭を含む）がいかにこの課題に取り組むかということが重要である。 将来の教師となる教育学部あるいは教職大学院の学生に対して、正規のカリキュラムの中に組み込んだ授業の一環として児童生徒のSOSの出し方教育をしっかりと教育することが大切である。本研究で開始した教職大学院における人材育成の体制整備は、今後の教育分野の自殺対策の突破口のひとつになりうると期待できる。

本研究の成果を活用し、都道府県等の教育現場において「児童・生徒のSOSの出し方教育」を普及させるための教員養成機関における体制整備を推進できるモデルを構築し、最終的には「児童・生徒のSOSの出し方教育」を全国的に普及させることができるようになることが期待される。

A. 研究目的

平成 28 年 4 月に施行された改正自殺対策基本法において、「児童・生徒を対象としたいのちの大切さの教育、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける等のための教育を行うよう努めるものとする」ことが示された。本研究では学校で自殺対策を進めていくための教育手法の開発（以下、児童・生徒の SOS の出し方教育）を行い、すべての児童・生徒、悩みを抱えた時に適切な援助希求行動のスキルを身につけて共に尊重し合いながら生きていくことができる社会の実現を目指すための人材育成のあり方を研究することを主たる目的とする。

B. 研究方法

本研究班において、平成 26 年度から、学際的な自殺総合対策の新たな政策を開発し現場に応用する研究を実施しているところである。改正自殺対策基本法の施行を受けて、本研究班として、学校の場における自殺対策の新たな政策展開のため、「児童・生徒の SOS の出し方教育」の具体的な教育ツール等を開発した上で、「児童・生徒の SOS の出し方教育」を全国に広げていくための教育提供体制の整備方策を検討する。

この研究プロジェクトは自殺総合対策推進センターと北海道教育大学教職大学院が連携して実施するプロジェクトとした。北海道教育大学教職大学院では教職大学院長の井門正美教授のもとで、北海道内の協力校において、教育プログラムの効果検証を含めた「児童・生徒の SOS の出し方教育」の在り方について検討することとした。平成 28 年度においては、教職大学院における学生を対象とした人材育成のための教育体制の整備を図る方策について検討した。

平成 28 年 7 月 5 日（火）に第 1 回の研究打

合せを実施した。参加者は本橋（自殺総合対策推進センター）、井門（北海道教育大学）の 2 名であった。協議内容としては、国の自殺対策としての児童生徒の SOS の出し方教育の現状と課題と整理、北海道教育大学における現行の「命の教育」の現状と研究実施の可能性の検討等だった。協議の結果、SOS の出し方教育の教育ツールの開発は、平成 28 年度については課題整理を行い、次年度以降の研究実施に向けての準備を行う。教職大学院における自殺対策教育の正規授業への組込みについては、北海道教育大学の各分校の実情を踏まえて実施可能性を検討することが確認された。

平成 28 年 12 月 6 日（火）に第二回研究打合せを実施した。参加者は本橋、金子、反町（以上、自殺総合対策推進センター）、井門、安川（北海道教育大学）の 5 名だった。協議内容として、北海道教育大学内での研究体制の整備が順調に進んでいることの確認し、3 月 19 日の「命の教育 2017 シンポジウム」をキックオフシンポジウムとして位置づけ、北海道の教育関係者に広く参加してもらい、本研究課題の周知と今後の実施に向けた体制づくりの強化を行うことが確認された。

C. 研究結果

教職大学院における「SOS の出し方教育」に関する将来の教員の人材育成のために、教職大学院の各分校における指導者のエンパワメントを図るために、「命の教育」に関連する図書の整備を行った。「児童・生徒の SOS の出し方教育」への理解を深めるために、北海道教育大学の担当者が自殺総合対策推進センターの企画する地域自殺対策研修に参加し、わが国の自殺対策全般に関する知識と技能を修得した。

また、北海道教育大学内に「命の教育」に関するホームページを解説するための準備を進めることになった。

キックオフシンポジウムとなる、3月19日(日)のシンポジウムのタイトルは「自殺総合対策における「命の教育」－生きる支援に向けたSOSの出し方教育－」とし、全国の関係者に周知を図った。(本報告末尾を参照のこと)

D. 考察

児童・生徒の自殺者数は、警察庁の統計によれば1年間で約300人であり、その原因は複雑でありことから、効果的な対策の確立が望まれている。また、先進諸国と比較して、日本の若者の自殺率は高率であり、若者の自殺対策強化の必要性が求められている。このため、児童・生徒のすべてを対象としたSOSの出し方教育を行うための、教育ツールの開発と教育提供体制を整備する必要がある。平成27年6月の参議院厚生労働委員会「自殺総合対策の更なる推進を求める決議」において、児童生徒を含む若者の自殺対策については、全ての児童生徒を対象に「SOSの出し方教育（自殺の0次予防）」を実施すること」と言及され、改正自殺対策基本法にもその趣旨が盛り込まれたことは、この課題が喫緊のものであることを示している。

さて児童生徒の自殺予防については、国では文部科学省が中心になってマニュアルや指針の整備を行ってきた。以下に、網羅的ではないが重要と思われる施策について、第3回「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」(平成29年1月27日開催)の資料より要約した。

(1) マニュアル等の作成と公表

平成21年度には「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、平成26年度には「子供に伝え

たい自殺予防（学校における自殺予防教育導入の手引き）」などの文書を公表してきた。

「子供に伝えたい自殺予防」、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂版及び「子供の自殺等の実態分析」について各種会議等を通じて教育委員会・学校等に周知。

(2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置

また、児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等を身につけさせるため、スクールカウンセラー等を活用した教育プログラムの実施を支援。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置に係る経費を補助することにより、学校における教育相談体制を充実する、としている。(スクールカウンセラー配置校実績H24:17,621校、H25:20,310校、H26:22,013校、H27:22,561校 ((スクールソーシャルワーカー配置実績H24:784人、H25:1,008人、H26:1,186人、H27:1,399人)

(3) インターネット関連の対策

平成26年度から、インターネットを通じて行われるいじめ問題等に対応するため、問題となる書き込みを発見した場合、関係する学校等に情報提供を行う学校ネットパトロール事業を実施。

(4) 教員に対する研修の実施

各教育委員会等の生徒指導担当者や校長・教頭等の管理職を対象に、全国各ブロックで児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会を開催。

上記以外にも資料には様々な施策についての記載がある。

ところで、このような児童生徒の自殺対策が果たして効果があったかどうかの評価については、現在のところ、十分になされているとは言えないようと思われる。

平成 29 年 2 月 22 日に開催された第 4 回「新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」では若年者の自殺対策が論点整理の議題として議論されたが、その中で児童生徒の自殺対策について様々な議論がなされた。まず、年齢別・原因動機別の自殺者数の推移の最新データを見ると、19 歳以下（すなわち児童・生徒を含む若者の年代）の自殺者数のみが増加傾向を示し、他のすべての年代で減少傾向を示している理由は何か、「啓発教材や指導要領は方向を少し間違っているのではないか」との指摘があった。また、「スクールカウンセラーは非常勤の立場が多く、継続的に関わることが難しい状況ではないか」との指摘があった。さらに、自殺予防教育導入の手引きについては、全国に配布するだけでなくその導入方法についての配慮が必要であるとの指摘があった。以上の指摘は、従来国が実施してきた子供の自殺対策はその有効性が必ずしも明確でなく、予算措置が求められるスクールカウンセラー等の配置の実効性も検証が必要であることを示唆するものである。

改正自殺対策基本法は、従来の施策の限界を踏まえつつ、より効果的で実効性のある「児童・生徒の SOS の出し方教育」を全国的に展開する必要があるとの認識を示していると理解される。

自殺総合対策推進センターでは平成 28 年度に東京都教育委員会の要請を受けて、東京都の学校管理者（校長・副校長等）を対象に「児童・生徒の SOS の出し方教育」に関する研修会を複数回実施した。この研修会では子供の自殺対策に先進的取組をしている足立区の 1 回完結型の特別授業「自分を大切にしよう」を紹介し、「児童・生徒の SOS の出し方教育」の雛形を解説した。足立区の特別授業は簡潔なメッセージ性と高い実施可能性を有する優れた内容となつてお

り、今後の施策展開の参考となる好事例である。

一方で、地域の特性に応じた「児童・生徒の SOS の出し方教育」は多様なものでありうることから、北海道教育大学においては独自の教育モデルの可能性を検討してもらうことになった。

本研究で実施している「教職大学院における人材育成の体制整備」はこれまでの施策にはない新規性を有している。学校の場における自殺対策においては、教育の重要性はいうまでもないことであるが、ともすれば非常勤のスクールカウンセラー等の心理関係の専門家に任せるといった施策が強調されているように思われる。学校の現場では、日常的に児童・生徒等に接する教職員（養護教諭を含む）がいかにこの課題に取り組むかということが重要である。そのためには、将来の教師となる教育学部あるいは教職大学院の学生に対して、正規のカリキュラムの中に組み込んだ授業の一環として「児童・生徒の SOS の出し方教育」をしっかりと教育することが大切ではないかと考えられる。教員免許更新講習時に研修を組み込むことができれば、理論的にはすべての教員に「児童・生徒の SOS の出し方教育」を学ぶ機会を提供することができる。本研究で開始した教職大学院における人材育成の体制整備は、今後の教育分野の自殺対策の突破口のひとつになりうると期待できる。

本研究の成果を活用し、都道府県等の教育現場において、「児童・生徒の SOS の出し方教育」を全国に普及させることができるようにしたい。

F. 健康危険情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし

2. 学会発表 なし

H. 知的財産権の出願・登録状況 なし



厚生労働科学研究費補助金

「学際的・国際的アプローチによる自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究」最終事業

命の教育2017シンポジウム

テーマ 自殺総合対策における「命の教育」 —生きる支援に向けたSOSの出し方教育—

日時

2017(平成29)年

3月19日 日

13時30分～16時30分(開場13時)

会場

ホテルポールスター札幌

2階メヌエット

T060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目 TEL.011-241-9111㈹

参加費

無料 事前にお申込みください

いま、学校における懸命な努力にも関わらず、自ら命を絶つ児童生徒の問題が後を絶ちません。要因として、自尊感情の低さ、人間関係の希薄さ、他者への思いやりの欠如、いじめ、不登校、虐待・DVなど、命に関わる様々な問題が指摘されています。社会基盤を搖るがすこうした事態に鑑み、今回、特に自殺問題に対処する総合的な対策を具体的に考える「命の教育2017シンポジウム」を開催致します。

命の教育

氏名、所属、連絡先を記入の上、下記に送信ください。

[e-mail] inochi.kyouiku@gmail.com

[FAX] 011-778-0614

(事務局:井門正美研究室)



プログラム

《総合司会》梅村武仁(北海道教育大学教職大学院特任教授)

1 趣旨説明 13時30分～13時40分 井門正美(北海道教育大学教職大学院教授・教職大学院長)

2 基調講演 13時40分～14時40分

「生きる支援に向けた児童生徒のSOSの出し方教育～国の政策の今後の方向性」

本橋 豊(自殺総合対策推進センター・センター長)

3 シンポジウム 14時50分～16時10分

《企画・司会者》安川祐亮(北海道教育大学教職大学院教授)

《指定討論者・話題提供者》阪中順子(四天王寺中学校SC、文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議委員)

《話題提供者》今川洋子(北海道深川保健所健康推進課長)

上島博(元奈良県香芝市立五位堂小学校教諭)

吉川和代(奈良県五條市立宇智小学校養護教諭)

4 総括 16時10分～16時30分 反町吉秀(自殺総合対策推進センター・地域連携推進室・室長)

主催 北海道教育大学教職大学院・「命の教育」プロジェクトチーム 共催 自殺総合対策推進センター 後援 北海道教育委員会 札幌市教育委員会

＜命の教育 2017 シンポジウム基調講演要旨＞

生きる支援に向けた児童生徒の S O S の出し方教育 ～国の政策の今後の方針～ 本橋 豊 (自殺総合対策推進センター長・京都府立医科大学特任教授)

平成 28 年 4 月に自殺対策基本法が改正され、「生きることの包括的支援」が自殺対策の理念であることが明記された。若者の自殺対策、とりわけ児童生徒の自殺対策として、「SOS の出し方教育」の重要性が認識され、教育現場での普及が喫緊の課題として注目されている。すべての子どもにライフスキルとしての SOS の出し方教育を行い、子どもから発信された SOS を周囲の人たちが的確に受け止めることができるようになることが「SOS の出し方教育」の事業を進める上で大きな目標である。最終的には、SOS の出し方教育を受けた子どもたちが、将来にわたり自殺のリスクを背負わなくてすむようにすることが望まれる。

自殺対策においては連携と協働がキーワードである。自殺対策はすべての人が関与すべき「みんなの仕事」であり、保健医療や教育関係者や家庭や地域などのすべての人々が関わり、行動し、支援することが必要である。連携は響きの美しい机上の修辞ではなく、それぞれの現場で地道な人間関係の構築に基づき、Action Program として実現される必要がある。そのためには、現場の智恵と個別対応のノウハウを活かすことはもちろん必要だが、同時に制度や Action Program を展開するための組織としての取組や仕組みづくりも重要である。ともすれば自殺対策は「専門家の仕事」と位置づけて、「専門家に任せる」、「素人は口を出さない」といった対応が取られることがあるが、このような傍観的対応を取ることがないようにしなければならない。学校の場においては、学校医、スクールカウンセラー、精神科医といった「専門家」に任せれば安心といった発想から離れることが必要である。自殺対策は「みんなの仕事」であり、当事者の目線で普通の人が関わっていくのだという意識変革が求められる。学校の現場であれば、校長を始めとする学校管理者、一般教諭、養護教諭、事務職員、保護者、地域住民、教育委員会、保健所、福祉事務所といった様々な職種や機関の人々が、専門家目線ではなく当事者目線で関与することが求められる。

国や自治体の施策はともすれば専門家志向になりがちであるが、専門家の限界を知ることも大切である。児童生徒の「SOS の出し方教育」の政策展開にあたっては、「自殺対策はみんなの仕事」という考え方をきちんと理解し、教育の現場、地域の現場、保健医療の現場などで連携と協働を確実に進めていくことが必要である。

平成 28 年度の厚生労働科学研究費補助金事業（学際的・国際的アプローチによる自殺総合対策の新たな政策展開に関する研究：研究代表者・本橋豊）の研究事業の一環として、北海道教育大学と自殺総合対策推進センターが協働して、自殺総合対策における「命の教育」プロジェクトが開始された意義は大きい。北海道教育大学教職大学院の正規教育に「SOS の出し方教育」を含む自殺対策の授業を組みこみ、将来教職に就く可能性のあるすべての学生に自殺対策の重要性を学んでもらう仕組みづくりが始まった。また、教員の免許状更新講習時に自殺対策の講習時間を組み入れる試みも始まっている。これらの北海道教育大学教職大学院の先駆的取組が全国に広がることにより学校教育における自殺対策の推進に大きく寄与するものと期待している。

自殺対策基本法—理念の明確化

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題になっていることに鑑み、…

(第1条)

自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資する支援とこれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

(第2条の1)

自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(第2条の5)

児童生徒のSOSの出し方教育の根拠となる条文 自殺対策基本法(最終改正:平成28年3月30日)

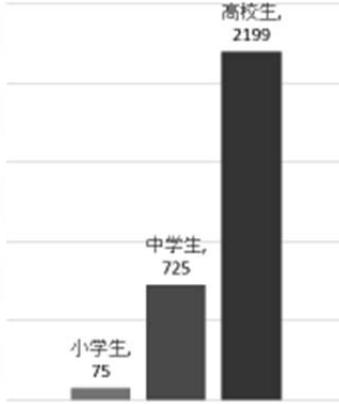
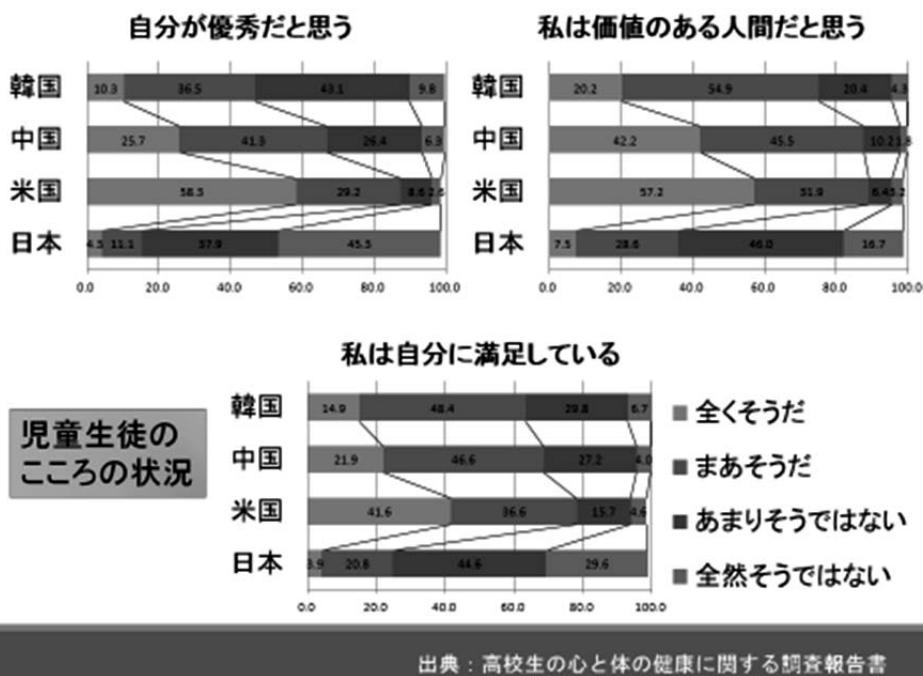
国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。(第16条)

学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(第17条)

全国の小中高校生の自殺は10年間で約3000人
 (資料:警察庁 自殺の概要 H18~27)

	小学生	中学生	高校生	合計	
H27	3	101	237	341	高校生, 2199
H26	13	74	191	278	
H25	7	78	197	282	
H24	4	56	247	307	
H23	9	55	237	301	
H22	7	76	204	287	
H21	1	79	226	306	
H20	9	74	225	308	
H19	8	51	215	274	
H18	14	81	220	315	
合計	75	725	2199	2999	

出典：高校生の心と体の健康に関する調査報告書

画期的な S Y L E 研究の成果に学ぶ

欧洲における学校ベースでの 自殺対策の効果検証研究

SEYLE (the Saving and Empowering Young Lives in Europe)研究

10か国、168校、10000人以上の15歳生徒を対象

3つの異なるプログラムの効果を検証

プログラム終了後、12か月までをfollow

①深刻な自殺念慮、②自殺企図の有無を評価

SEYLE研究で比較したプログラム

・プログラム1

- ・教職員に対するゲートキーパー研修
- ・ハイリスク生徒の拾い上げとサポート

•コントロール
(対照)



•普及啓発

プログラム2

- ・全生徒を対象としたワークショップ
- ・自尊心の向上と援助希求行動の促進

プログラム3

- ・ハイリスク生徒をアンケート調査により、スクリーニング
- ・専門家によるアセスメント、治療

児童生徒の自殺予防教育として有効な介入は
ハイリスクアプローチかポピュレーションアプローチか

Seyle 研究により明らかにされた事実は…

プログラム2のみが統計学的に効果があった、ということ
(全生徒を対象としたワークショップ自尊心の向上と援助希求行動の促進)

ハイリスクアプローチではなく、ポピュレーションアプローチを取るべきであることを示唆する結果。



生徒全員に自尊心の向上と援助希求行動のスキルを教えることが重要である。